

榑原地区活性化計画

三重県津市

令和3年2月
(変更: 令和6年2月)

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 榑原地区活性化計画

都道府県名 三重県

市町村名 津市

地区名

榑原地区

計画期間

令和3年度～令和7年度

目 標 :

地区の玄関口に、榑原温泉日帰り入浴施設と併設し、地域の農産物を活用した田舎レストランや特産品、土産物販売施設及び農福連携のための福祉型滞在施設を整備するとともに、この施設周辺にバリアフリー観光農園、また、地域の農地や自然を活用した交流促進施設を整備することにより、観光客等の来訪者の滞在を推進し、都市住民との交流の促進による地域の活性化を図ります。

具体的な数値目標は、コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの経過以上に厳しい状況にあります。コロナ禍の時代にも対応した手法も取り入れ、平成29年から令和元年の3ヶ年平均の地域への入込客数、宿泊客45,584人、日帰り客258,075人、合計303,659人から、宿泊客は3分減となる約44,000人、日帰り客は1割増となる約290,000人、合計334,000人を目指します。

また、地域の農産物を活用した地域特産物や土産物を開発し、交流人口の増加につなげるとともに、農業と地域経済の活性化を目指します。

目標設定の考え方

地区の概要:

津市榑原地域は、三重県の中心部に位置する県都津市の西部に位置し、旧久居市に属した地域で、人口1,584人、世帯数803世帯(令和元年11月末現在)の地域です。市の中心部及び久居地域の中心部への公共交通の状況は、バス交通が唯一の手段です。

地域の主な特徴は、清少納言の枕草子に日本三名泉の一つとして詠われた「榑原温泉」を有しており、古くから湯治場として栄え、伊勢神宮参拝前の湯ごりの地でもあったことから、榑原温泉を活用した温泉療法を取り入れた医療機関が多く存在しています。加えて、農村集落、森林、河川などの自然環境に恵まれた自然歩道や街並みが存在していることで、自然豊かな温泉療養地並びに温泉観光地を形成しています。

観光と農林業が主体の地域ですが、特に榑原産米は、榑原温泉の主成分であるアルカリ性の土壌や水により、地元ではおいしい米との高い評価を受けています。

現状と課題

本活性化計画で設定した地区は、農林業の不況や増加の一途を辿る鳥獣被害が重なり、農林業離れに拍車がかかり、地域の世帯数は、平成18年から平成28年の10年間で100世帯、人口も約500人が減少し、高齢化率も42.3%と少子高齢化と過疎化が進み、限界集落に一步手前の状況で、農村環境並びに山林環境の保全に苦慮しています。

また、観光は、近年の旅行形態の変化により、年々入込客数が減少している状況にあり、10年前には約40万人あった観光客が、現在は約30万人に減少し、その内の宿泊を伴う観光客は約4万人と全体の14%に過ぎず、10年前に約10件あった温泉旅館は、その半数が廃業している状況です。

農林業と観光で成り立っていた地域の再生、復活のためには、地域にあるものを有効に活用し、地域が一体感や連帯感を持って、地域の活性化を目指すことが重要であり、温泉をはじめとする地域の貴重な資源と地域に住む経験豊富な人材などを活用した取り組みを進めるため、都市との交流体験施設、農産物加工・販売施設などの施設整備が不可欠です。

今後の展開方向等

本活性化計画を策定するに当たり、津市においては、当該地域に存在する市営の日帰り温泉施設の老朽化による再整備計画を進めており、地元地域にとって、地域再生、活性化への最後のチャンスと捉えられ、平成31年1月、地域づくりに向けた地域の住民有志による榑原の地域振興を考える会が設置され、地域活性化に向けた方策等の話し合いが活発に行われました。

その話し合いの結果により、令和2年度農山漁村振興交付金の農泊推進事業、人材活用事業の実施提案を行い、その中でも当活性化計画の目標である入込客数の増加を目指し、必要な施設整備を地域と津市が連携して行うことが重要であると考え、市営温泉施設の再整備と併せ、農産物の収穫、販売施設、農福連携による体験交流施設及び自然環境や農村環境を活用した体験交流施設等の整備を進め、地域内への交流人口、入込客数及びこれら来訪者の滞在時間の増加による地区内の再生、活性化を図ります。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
津市	榊原地区	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	津市	有	ハ	
津市	榊原地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	津市	有	ハ	
津市	榊原地区	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	(株)OMIMO	有	ハ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

榑原地区(三重県津市)	区域面積	2, 585. 7ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の面積は、2, 585. 7haで、農林地面積は2, 190. 6haと約84. 7%を占め、農業従事者は、259人と地域の就業者数808人の約3割が農業従事者であり、現在は、林業経営者や従事者は皆無となったものの農業が中心の地域です。		
②法第3条第2号関係： 地域の主産業である農林業と観光業の衰退により、平成18年から平成28年の10年間で約21%の人口減少と高齢化率42. 3%という高齢化傾向及び観光入込客の約13%の減少状況からみて、農業体験及び農産物を加工した特産品や土産物の販売の促進による交流を進めることが、観光地としての活性化も促進し、Uターン者や新規農林業後継者の増加に繋がることへの期待が見込めることから、当該地域の活性化にとって必要不可欠です。		
③法第3条第3号関係： 当該活性化区域には、市街地を形成している区域はありません。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
該当なし													

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 (変	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項	該当なし	

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

津市久居総合支所地域振興課が、毎年度実施している観光入込客数調査により、当該地区の観光入込客数を集計し検証します。
また、当該地区において生産された農林水産物の販売額を調査し、地域産物の販売額の増加について検証します。